

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ／国保年金課後期高齢者医療担当（内線2662）

新しい被保険者証を送付します

被保険者証の一斉更新に伴い、新しい被保険者証を送付しましたので、記載事項を確認してください。

一部負担金（窓口負担）の割合は、平成27年中の所得を基に判定しています。負担割合の判定基準については下記の表1のとおりです。

なお、被保険者証は簡易書留（転送不要）で送付いたしますので、不在の場合や郵便局へ転送届を提出している場合には、お手元に届くまでに時間がかかることがあります。7月中に被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

有効期限の切れた被保険者証について

有効期限の切れた被保険者証等は、国保年金課又は両支所福祉グループまで返却していただくか、ご自身で裁断す

るなどの処分をしてください。

保険料率について

後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料率の見直しを行います。平成28年度は次のとおりです。

均等割額Ⅱ 42,070円
所得割額Ⅱ 8.34%

保険料の納付について

平成27年中の所得を基に算定した保険料の決定通知書又は納付書を送付します。保険料は、個人ごとにお支払いください。保険料の納付方法は、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書払い又は口座振替（普通徴収）の2種類です。

●年金天引きのみの場合

10月より本徴収が開始されます。4月以降に年金天引きが行われている方は、8月までが仮徴収となり、今回計算された保険料から仮徴収額を引いた金額が本徴収の金額と

なります。

●納付書払い又は口座振替の場合

8月1日（第1期）からの納付となります。期限内に金融機関等での納付又は引落し口座への入金をお願いします。その他／平成27年度当初は年金天引きで、保険料の軽減や変更等により年金天引きが中止された方も、年金天引きが再開される場合があります。

□口座振替をお勧めします

普通徴収（納付書払い）の方の保険料の支払いは口座振替が便利です。また、年金天引きの方は、申請により年金天引きを止めて口座振替へ変更することができます。

手続き方法／通帳など口座番号の分かるものと通帳印を持参のうえ、国保年金課・両支所福祉グループで手続きをお願いします。年金天引き中止の手続きは、金融機関では行うことができません。

窓口での自己負担額の減額認定制度について

窓口負担が1割の方のうち、表1の低所得Ⅰ・Ⅱの方には、申請により医療機関等での受診時の自己負担額及び入院時の食事代が減額され

●【表1】

区分	窓口負担	平成27年中の住民税（市・県民税）の課税所得
一般	1割	145万円未満
低所得Ⅱ		同一世帯の全員が住民税非課税
低所得Ⅰ		低所得Ⅱの該当者で、同一世帯の全員の各所得が0円（公的年金収入は80万円以下）
現役並み所得者	3割	145万円以上

※現役並み所得者であっても、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者の収入合計額が下記【表2】の額に満たない場合は、申請により窓口負担が1割になります

●【表2】

世帯状況	基準収入額
後期高齢者医療被保険者が1人の世帯	被保険者の収入が383万円未満
後期高齢者医療被保険者が2人以上の世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が1人で同じ世帯に70歳～74歳の方がいる世帯	被保険者1人の収入が383万円以上で被保険者と70歳～74歳の方の収入の合計が520万円未満

る「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。交付を受けた方が受診する際は、被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の2枚を提示してください。

